

産業廃棄物処理計画作成~~（変更）~~報告書

令和 5年 6月 20日

（宛先）
埼玉県

環境管理事務所長



報告者 住所 東京都港区虎ノ門1-7-12
（虎ノ門ファーストガーデン）
氏名 沖電気工業株式会社
代表取締役社長執行役員 森 孝廣
電話番号 03-3501-3111（大代表）

令和5年度の産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成~~（変更）~~したので、埼玉県生活環境保全条例第20条第2項前段（後段）の規定により、次のとおり報告します。

事業場の名称	沖電気工業株式会社 本庄工場
事業場の所在地	埼玉県本庄市小島南4-1-1 TEL 0495-22-5111（代）
計画期間	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日
変更の概要	—
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	情報通信機械器具・受託製品 製造業
② 事業の規模	製造品出荷額 45,661百万円
③ 従業員数	750人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1の通り

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別紙2の通り			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（ 4 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙3の通り	—
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 梱包材の簡素化、製品品質の向上、事業所内再利用の推進 ・ 廃棄物のリサイクル方法の見直し等により、排出量の抑制 			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙3の通り	—
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 分別の徹底及び新規処分業者の開拓により、有価売却できるものを増やすことで廃棄物発生量を削減する。 ・ 梱包材の簡素化及び通い箱化 			
産業廃棄物の分別に関する事項			
① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 各所に廃棄物集積所を設け、種類別に徹底した分別をおこなう。 ・ 社内外再利用（還流化の推進） ・ 廃棄物の再生利用をおこなう業者への委託処理 ・ 廃プラスチック類を材質毎に分別し、原材料として売却 			
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃プラスチック類(梱包材)を材質毎に分別し、原材料として売却推進 			

(第3面)

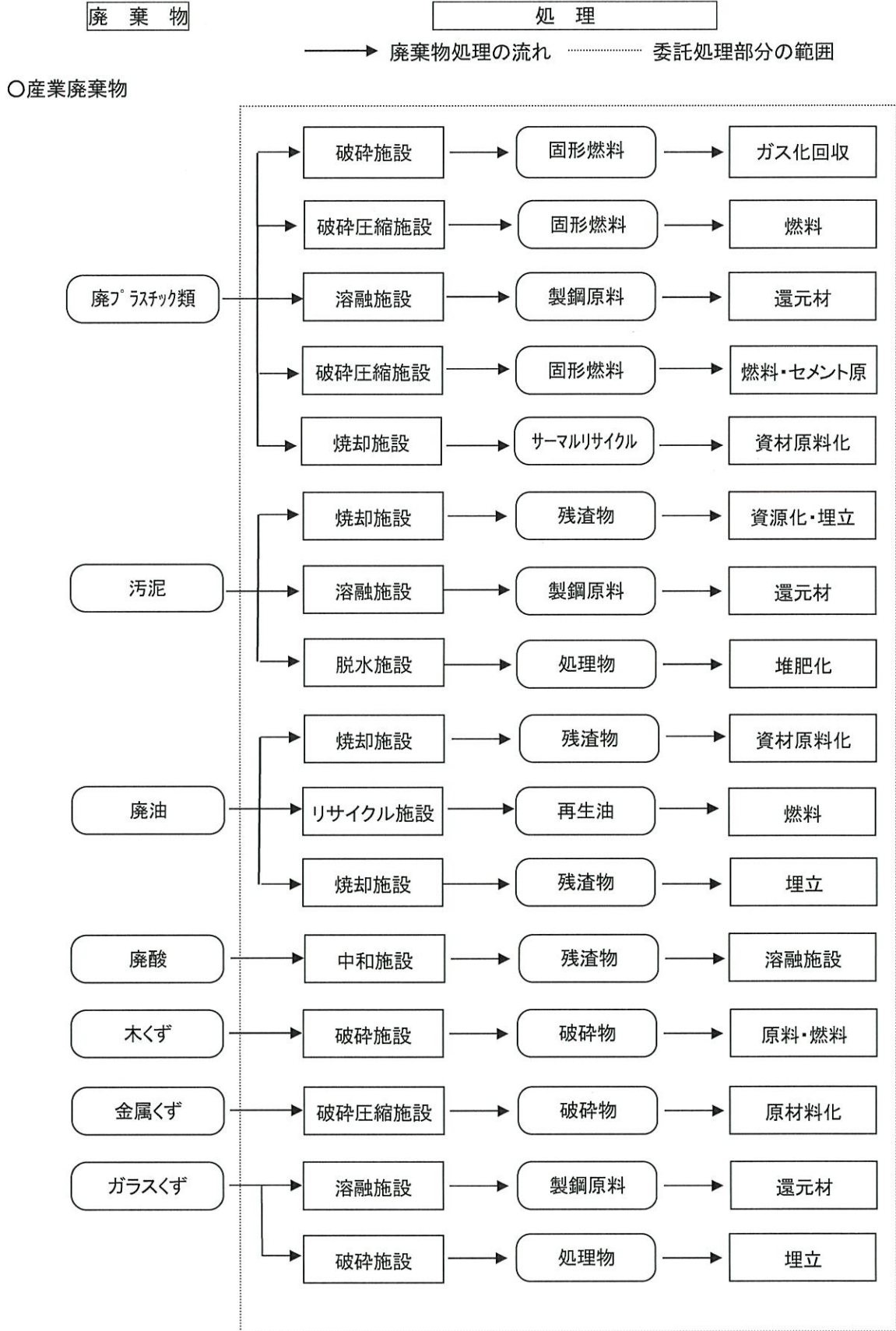
自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（ 4 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙3の通り	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	・ 梱包材や緩衝材等を繰り返し利用する		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙3の通り	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	・ 継続して実施する		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（ 4 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙3の通り	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
・ 実施していない			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙3の通り	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
・ 実施の予定はない			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（ 4 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙3の通り	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・実施していない		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙3の通り	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・実施の予定はない		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（ 4 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙3の通り	—
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組) ・廃棄物の排出抑制、コスト削減の観点から、分別を強化し質の高いリサイクル処理、有価資源として買取可能な処理業者を開拓する。 ・電子マニフェストシステムの運用。 ・処理業者と委託契約を締結するに当たっては、事前の現地確認（処理状況、維持管理状況等）をするとともに、委託後に定期的に処理状況の現地確認をおこなっている。			

② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙3の通り	—
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
<ul style="list-style-type: none"> ・委託処理業者に対して、引続き定期的に処理状況の現地確認を行う。 ・質の高いリサイクル処理方法、有価資源として買い取り可能な処理業者の開拓。 ・再生利用が可能な廃棄物については、積極的に再生利用を推進するため、委託先について情報収集を行い、ルートを確保する。 			
※事務処理欄			

<産業廃棄物の一連の処理の工程>



<産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項>

統括責任者	所 属：品質管理部 職・氏名：環境管理責任者
廃棄物担当部門	組織名：CS・ISO推進課 組織人数：3人
役 割	統括責任者 ○廃棄物処理方針の策定 ○事業所の廃棄物管理規程の策定・改廃 ○廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	廃棄物管理 担当部門 ○廃棄物処理計画の作成 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 ○処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○委託契約の締結 ○産業廃棄物管理票の交付、管理 ○特別管理産業廃棄物管理責任者等の設置 ○監督官庁への各種報告 ○社員、関連会社に対する教育、啓発 ○その他関係する事項

<廃棄物管理組織図>

